

地方独立行政法人静岡県立病院機構  
静岡県立こころの医療センター北1病棟改修建築工事仕様書

1. 工事名

平成 22 年度 静岡県立 こころの医療センター 北1病棟改修建築工事

2. 発注者

地方独立行政法人静岡県立病院機構

静岡県立こころの医療センター院長 平田 豊明

3. 工事場所

静岡県静岡市葵区与一 地内

4. 工事期間

契約締結の日から平成 22 年 12 月 10 日 まで

5. 工事概要

既設鉄筋コンクリート造 4 階・地下 1 階建の内、北 1 病棟の改修工事

6. 敷地概要

- ・ 都市計画区域 都市計画区域内
- ・ 用途地域 第二種中高層住居地域
- ・ 防火地域 指定無し
- ・ その他の区域 法第 2 2 条区域

7. 既設建築物概要

- ・ 建物用途 病院
- ・ 構造規模 鉄筋コンクリート造 4 階・地下 1 建  
北 1 病棟部分面積：1,188.26 m<sup>2</sup>

8. 施工上の注意

- ・ 工事を施工するにあたり、発注者と十分に連絡をとりながら実施をすること。
- ・ 施工において仕様等に疑義が生じた場合は、事前に発注者と協議をすること。
- ・ 他病棟の患者が入院をしている状態での工事となるため、安全対策には十分注意をすること。
- ・ 仮設建物位置、使用材料置場、工事車両駐車場については、発注者と事前に協議をすること。

## 9. 特記仕様

- ・ 工事にあたっては、建築基準法等、関係法令を遵守すること。
- ・ 工事の仕様は、設計内訳書、図面、本特記仕様による。またそれらに記載の無いものについては国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、「公共建築工事標準仕様書」（建築工事編）に準ずること。
- ・ 各使用材料は図示と同等以上とする。また事前に見本品またはカタログを提出し、発注者側の承諾を得ること。
- ・ 工事施工にあたっては、関係官公署その他関係機関への届出を適切に行うこと。なおこれに要する費用は請負者が負担をする。
- ・ 解体材、工事発生材の処理については、関係法令を遵守し適切に処理をすること。
- ・ 工事写真は着工前から完成まで必要な箇所について撮影をし、工事完了後に1部提出をすること。また工事途中に発注者側の要望があった場合、これに応じて提示をすること。
- ・ 電気、給水使用に関する費用は請負者が負担する。

## 10. 工事内容

- ・ 観察法病棟への変更（司法個室10床+司法保護室2床）・個室のトイレ洗面設置改修
- ・ 観察法病棟対応のための各室(多目的・面会・診察・浴室・配膳・リネ・物品庫等)改修
- ・ スタッフステーションの改修
- ・ 旧保護室の内装改修と保護室の個室化
- ・ 4床室の内装改修
- ・ 廊下、前室、デイルーム、食堂等の内装改修
- ・ その他 図示による